

陸上自衛隊達第32-4号

陸上自衛隊の部隊史に関する達（昭和32年陸上自衛隊達第32-4号）の全部を改正する。

昭和43年9月26日

陸上幕僚長 陸将 山田 正雄

陸上自衛隊の部隊史に関する達

改正	昭和53年1月13日	達第122-109号	昭和63年4月8日	達第122-126号
	平成5年12月13日	達第32-4-1号	平成10年3月25日	達第122-141号
	平成11年3月23日	達第122-147号	平成13年3月27日	達第122-169号
	平成15年3月26日	達第122-185号	平成18年7月26日	達第122-211号
	平成19年1月9日	達第122-215号	平成19年4月2日	達第32-4-2号
	平成20年7月23日	達第122-228号	平成21年2月3日	達第122-230号
	平成21年7月31日	達第122-235号	平成23年4月1日	達第32-19号
	平成30年3月27日	達第122-294号	令和元年6月27日	達第122-303号
	令和2年3月12日	達第32-4-3号	令和4年6月13日	達第32-4-4号

（目的）

第1条 この達は、陸上自衛隊の部隊等（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第10条に規定する陸上自衛隊の部隊、同法第24条に規定する陸上自衛隊の機関、自衛隊情報保全隊、自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、陸上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部をいう。以下同じ。）における部隊史の作成について必要な事項を定めることを目的とする。

2 部隊史は、年度における隊務実施の経過を明らかにして、将来における隊務運営の参考に資するものとする。

（部隊史の作成単位）

第2条 部隊史は、陸上自衛隊及び陸上自衛隊の部隊等を単位として作成するものとする。

（作成年度）

第3条 部隊史の作成年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（名称）

第4条 部隊史の名称は、第2条に規定する作成単位の名称に「史」を付け、これに作成年度を冠するものとする。

（部隊史の作成担任）

第5条 部隊史の作成担任は、次の表のとおりとする。

部隊史	作成担任
陸上自衛隊史	陸上幕僚監部
陸上総隊史	陸上総隊司令部
方面隊史	方面総監部
師団史	師団司令部
旅団史	旅団司令部
上記以外の陸上自衛隊の部隊等の部隊史	当該部隊等の本部又はこれに準ずる部署

(記述要領等)

第6条 部隊史は、年度の隊務運営の方針、主要な施策、隊務実施の概要、隷下部隊等の隊務実施の概要、異動、年表等を別紙に定める基準により記述し、所要の参考資料、写真・図表等を添付するものとする。ただし、陸上総隊、方面隊、師団及び旅団を除く第1条に規定する陸上自衛隊の部隊等が作成する部隊史については、年表を主とした簡易なものとするができる。

- 2 隊務実施の概要を記述するに当たっては、努めてその経緯等を明らかにするものとする。
- 3 部隊史を記述する用紙の寸法は、日本産業規格A4とする。

(秘密区分等)

第7条 部隊史は、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和29年法律第166号）第1条第3項に規定する特別防衛秘密、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第3条第1項に規定する特定秘密並びに秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）第16条第1項及び第7項ただし書に規定する秘に該当する事項を記述してはならない。

- 2 防防調第4608号（19.4.27）「取扱上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）」第1章第2第1項の「注意」に該当する定員数及び実員数の併記により秘に該当する部隊等の細部充足状況が推察される場合には、当該併記を行ってはならない。

(保存等)

第8条 陸上自衛隊の部隊等が部隊史を作成したときは、当該部隊史の1部を20年保存した後、順序を経て独立行政法人国立公文書館に移管する。

(陸上自衛隊の部隊等の廃止の場合)

第9条 陸上自衛隊の部隊等が廃止された場合には、当該部隊等の部隊史は、隷属系統上の直近上級部隊等において作成及び保管するものとする。ただし、防衛大臣直轄部隊等が廃止された場合には、陸上幕僚長が指定する作成担当が部隊史を作成及び保管するものとする。

附 則

この達は、昭和43年10月1日から施行し、昭和43年度の部隊史の作成から適用する。

附 則 (昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122-109号)

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則 (昭和63年4月8日陸上自衛隊達第122-126号)

この達は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則 (平成5年12月13日陸上自衛隊達第32-4-1号)

この達は、平成6年1月1日から施行し、平成5年度の部隊史の作成から適用する。

附 則 (平成10年3月25日陸上自衛隊達第122-141号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成11年3月23日陸上自衛隊達第122-147号)

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則 (平成13年3月27日陸上自衛隊達第122-169号)

この達は、平成13年3月27日から施行する。ただし、第1条中陸上自衛隊文書管理規則の改正に伴う改正規定及び第2条中の保存期間永久を30年とする改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月26日陸上自衛隊達第122-185号)

この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日陸上自衛隊達第122-211号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年4月2日陸上自衛隊達第32-4-2号)

この達は、平成19年4月2日から施行し、同年3月28日から適用する。

附 則 (平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号)

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則 (平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成21年7月31日陸上自衛隊達第122-235号)

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日陸上自衛隊達第122-294号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（令和元年6月27日陸自達第122-303号）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

2 この達の施行の際、現に存する本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附 則（令和2年3月12日陸上自衛隊達第32-4-3号）

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月13日陸自達第32-4-4号）

1 この達は、令和4年7月1日から施行する。

2 この達の施行以前に陸上幕僚長に報告された部隊史の独立行政法人国立公文書館への移管は、陸上幕僚監部が実施する。

## 部 隊 史 作 成 の 基 準

### 1 総 説

- (1) 年度概観
- (2) 方針、主要な施策等

### 2 業務の概要

部隊等における特色ある事項を重点として、部隊等の行動、行事及び訓練等の概要を記述する。

### 3 隷下部隊等の概要

### 4 その他

- (1) 幹部配置一覧表（年度末）
- (2) 年表（様式付紙）
- (3) 会議、法規、統計等のうち主要なもの
- (4) 写真、図表等のうち主要なもの
- (5) その他必要な事項

### 5 備 考

年表を主とした簡易なものは、第2項に規定する業務の概要について年表及び写真を主とする簡易な記述とすることができるとともに、第3項、第4項第1号及び同項第3号に定めるものについては省くことができる。

## 年 表 様 式

(年) 月 日	事 項 (根拠事項等)

- (注) 1 月日順に記載する。  
2 特別の根拠法規等があれば ( ) 内に記載する。